

家内労働「委託状況届」の提出について

委託者は、委託に係る

- (イ) 家内労働者数
- (ロ) 補助者数
- (ハ) 業務の内容
- (ニ) 地域
- (ホ) 代理人数

などを記入した委託状況届(様式第2号)を、

(ヘ) 家内労働法で定める委託者に該当するに至った場合には、遅滞なく、

(ト) 上記の(ヘ)以降においては、毎年4月1日現在における状況について、4月30日までに、

経由先となる委託者の営業所の所在地を管轄する労働基準監督署に提出しなければなりません。

(家内労働法 第26条)

(家内労働法施行規則 第23条)

なお、委託状況届(様式第2号)などの家内労働法に関するお問合せは、山口労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署までお願いいたします。